

保存期間 5 年

通達乙県セ第225号

令和 5 年 3 月 22 日

本部内各部課長
警 察 学 校 長 殿
各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

情報公開審査基準の策定について

茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）に基づく開示等の決定については、情報公開審査基準の策定について（平成26年3月24日付け県セ発第83号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、同条例の一部改正に伴い、同審査基準の一部を改め、別添のとおり新たに制定し、令和5年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は令和5年3月31日限り、廃止する。

審 査 基 準

令和5年3月22日作成

法 令 名：茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）
根 拠 条 項：第11条（開示請求に対する措置）
処 分 の 概 要：開示等の決定
原権者（委任先）：茨城県公安委員会及び茨城県警察本部長
法 令 の 定 め：第11条など
審 査 基 準：別添のとおり。
標 準 処 理 期 間：15日以内 ただし、補正（第12条第1項）、期限の延長（第12条第2項）、期限の特例（第13条）の規定を適用する場合を除く。
申 請 先：警察本部警務部県民安心センター又は請求に係る文書を保有する警察署
問 い 合 わ せ 先：警察本部警務部県民安心センター

情報公開審査基準

はじめに

警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が何にも増して必要であり、また、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる観点からも、情報の公開は重要なことである。

本審査基準は、こうした観点から、茨城県情報公開条例（平成12年条例第5号。以下「条例」という。）に基づき公安委員会及び警察本部長が行う行政文書の開示・不開示の決定に際して、準拠すべき条例の趣旨・解釈及び運用の基準・具体例を示し、もって個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

開示・不開示の判断に当たっては、本審査基準に基づき行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の開示請求ごとに当該行政文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

また、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第1 行政文書の開示義務（条例第7条本文関係）

〔条例の定め〕

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

〔趣旨及び解釈〕

- 1 本条は、行政文書は原則開示すべきことを明確に定めるとともに、例外的に不開示とすべき情報として第1号から第6号までに6類型の情報を限定列挙している。
- 2 開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合の実施機関の義務については特に定めていないが、不開示情報は、開示することの利益と開示することにより損なわれてはならない個人又は法人等の正当な利益や行政事務の適正な遂行等の利益との調整を図って定められているものであるから、実施機関は、第9条で定める「公益上特に必要があると認めるとき」以外は開示してはならないこととなる。

〔運用の基準〕

- 1 本条と守秘義務との関係
 - (1) 本条は、不開示情報の範囲を定めているのに対して、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条の守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであ

り、両者は趣旨及び目的を異にしている。地方公務員法等職員に守秘義務を課している規定における「秘密」とは、非公知の事実であって、実質的にそれを秘密として保護するに値するものと認められるもの(実質秘)をいうが、実質秘の範囲は具体的に定められているとはいえない。

したがって、本条と守秘義務とはその対象となる情報について重なる場合が多いが、当然にすべてが一致するものではない。

- (2) 本条各号に該当する情報が守秘義務の対象となるかどうかは、個別具体的な事案ごとに判断するものであり、条例に基づき適法に開示している限りにおいては守秘義務違反とはならないものである。

2 本条と他法令との関係

刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項の規定による捜査機関からの照会、弁護士法(昭和24年法律第205号)第23条の2の規定による弁護士会から必要事項の報告の請求等のように、他の法令等に情報の提出、回答等が定められている場合に、その求めに応じて情報を提出、回答等をするかどうかは、この条例の関知するところではなく、当該法令等の規定の趣旨、目的にそって、個別具体的に判断することになる。

第2 不開示情報

1 第7条第1号(個人情報)に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令(条例、規則等を含む。第17条において同じ。)の規定により又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

[趣旨及び解釈]

- 1 本号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)について、不開

示の範囲を定めている。

- 2 本号では、個人に関する情報については、プライバシーを中心とする個人の権利利益を保護する観点から「特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（個人識別情報）及び「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」の2類型を原則として不開示とし（本号本文）、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても公益上公にすることの必要性が認められるものを例外的に開示すべきものとしている（本号ア、イ及びウ）。
- 3 原則として不開示となる第1の類型は、個人識別情報であり、第2の類型は非識別情報のうち、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれのあるものである。また、例外的に開示すべき情報の第1の類型は「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（本号ア）であり、第2の類型は「公益上の理由による義務的開示情報」（本号イ）であり、第3の類型は「公務員の職務遂行情報」（本号ウ）である。
- 4 「個人に関する情報」には、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれる。すなわち、個人に関する情報は、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の私的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、個人の営む事業に関する情報その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。具体的には、思想、信条、宗教、意識、趣味等個人の内心に関する情報、健康状態、病歴、心身の障害等個人の心身の状況に関する情報、学生・生徒の学業成績、各種試験の成績等個人の能力に関する情報、職業、職歴、地位、学歴、資格賞罰犯罪歴等個人の社会的地位・活動に関する情報、親族関係、生活記録、居住関係等個人の家庭生活に関する情報、収入、資産等個人の財産状況に関する情報などをいう。
- 5 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」も個人に関する情報ではあるが、その性質上第3号の法人等の事業活動情報と同様の開示・不開示の基準によることが適当であるとの趣旨から、本号の個人に関する情報からは除かれている。
- 6 「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、生年月日などの記述等により特定の個人を識別することが可能となるものをいう。
- 7 「他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができることとなるもの」の「他の情報」には、広く一般に入手可能な情報のほか、当該事案に関し、特定の関係者など一部の者のみが知り得る情報も含まれる。
- 8 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としているのは、(1) 未公表の著作物のように県が行政上の必要により外部から提供を受けて保有している場合に、著作者名を識別できなくても著作者の公表前に第三者が入手してそのアイデアを利用した著作物を先に発表出版してしまえば、提供者の権利利益が害されることになり、また、(2) カルテや反省文のように個人の人格と密接に関係する情報については当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切でなく、本人の権利利益を害するおそれがあるからで

ある。

- 9 「条例、規則等」の「等」とは、行政委員会が制定する規則や法令、条例又は規則に基づく公示をいう。
- 10 本号アにおいて「公にされ」ている情報とは、現在、知り得る状態におかれている情報をいう。
また、「公にすることが予定されている情報」とは、開示請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが具体的に予定されている情報を意味する。
- 11 本号イにおいて「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、現実に被害が発生している場合に限られず、将来これらの法益が侵害されるおそれがある場合も含まれる。
- 12 本号イにおける「必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量し、後者が優越する場合をいう。この比較衡量には、個人に関する情報の中でも個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命・身体等の保護と財産・生活の保護とでは開示により保護される利益の程度に相当の差があることを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないような慎重な配慮が必要である。
- 13 本号ウは、公務員の「職務」遂行に係る情報は、行政情報でもあり、公務員の個人情報でもあるが、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は前者の観点から見た場合その職務遂行に関する情報と密接不可分の関係にあり、説明責任(第1条)の観点から開示することとしている。
- 14 「公務員の職務」遂行に係る情報とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。
- 15 職務遂行に係る情報であっても、本号以外の不開示情報に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が不開示となる。

【運用の基準・具体例】

- 1 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、本号アの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の規定により開示又は不開示の判断を行うことになる。
- 2 本号イにおいて、不開示により保護される個人の利益の中には、思想等の内心の自由と深くかかわりを有するものや個人的な性格の強いものから逆に社会的性格の強いものまで様々なものがあること、また、他方、開示により保護される利益についても、人の生命、健康と生活、財産とでは要保護性に相当の差異があると考えられることなどを踏まえ、開示利益と不開示利益との比較衡量に際しては、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることのないよう、個別具体的に慎重に検討し判断するものとする。
- 3 本号イの適用に当たっては、個人の人格的な利益のように憲法上保障されている利益を犠牲にして開示することになる場合も想定されるため、慎重な配慮が必要である。
- 4 個人に関する情報の本人開示の取扱い
この条例は、不特定多数の開示請求者に対して、開示請求者の立場のいかんを問わず、開示・不開示の判断を行うものである。したがって、特定の個人に関する情報が記録されている行政文

書であつて本号に該当するものについては、当該本人からの開示請求であつてもこれを拒むことになる。しかし、このことは、本号に該当する情報について当該本人に対する任意の情報提供の実施を排除するものではない。

5 警察職員の氏名の取扱い

本県警察において「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、原則として警部又は同相当職以上の職員である。

本県警察が保有する行政文書に記載されている警察庁及び他の都道府県警察の職員の氏名については、警察庁及び当該都道府県警察において氏名を公にしている慣行によって判断する。

なお、氏名を慣行として公にしている職員であつても、開示請求の対象となる行政文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を開示すると当該職員又は家族に危害が加えられる可能性があるなど、条例第7条第4号に該当する場合は、不開示とする。

2 第7条第2号（行政機関等匿名加工情報）に基づき不開示とする情報の基準

〔条例の定め〕

- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

〔趣旨及び解釈〕

- 1 本号における「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報のうち、同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものをいう。
- 2 「行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号」とは、同法第109条第4項に規定する削除情報が該当する。

3 第7条第3号（法人等の事業活動情報）に基づき不開示とする情報の基準

〔条例の定め〕

- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益

を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨及び解釈】

- 1 本号は、法人等又は個人の事業活動情報について、不開示の範囲を定めている。
- 2 法人等から「国及び地方公共団体」を除いているのは、その事業活動情報については、第6号により対応する趣旨である。
- 3 本号では、法人等の自由な事業活動等を保護する観点から原則として不開示とする2つの類型の情報(本号ア及びイ)を掲げるとともに、例外として、これら2類型に該当する情報であっても「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は開示すべきこととしている(本号ただし書)(公益上の理由による義務的開示情報)
- 4 原則として不開示となる第1の類型は「公にすることより法人等の正当な利益を害するおそれがある情報」(本号ア)であり、第2の類型は「非公開条件付任意提供情報」(本号イ)である。
- 5 「法人」には、営利法人のほか、農業協同組合、商工会等の中間法人、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、道路公社等を含む。
- 6 「その他の団体」とは、法人ではないが、組織活動を行うための団体の規約及び代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
- 7 「事業を営む個人」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条第5項から第7項までに掲げる事業(例:物品販売業、製造業、畜産業、医業等)を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人を含む。
- 8 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業用資産、事業所得に関する情報など、当該事業に関係する一切の情報をいう。
- 9 本号ただし書において「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、現実に被害が発生している場合に限られず、将来これらの法益が侵害されるおそれがある場合も含まれる。
- 10 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するか否かは、第2号イと同様に、開示することにより保護される利益と不開示とすることにより保護される利益とを比較衡量して判断することになる。この比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益と不開示とすることにより保護される利益との双方について、利益の具体的内容や性格を慎重に検討する必要がある。
- 11 本号アにおいて「権利」には財産権のほか、非財産的権利も含まれる。
- 12 本号アにおいて「競争上の地位」を害するおそれがある情報とは、製造上のノウハウ、取引上秘匿すべき情報等、公にすることにより、当該法人等の自由な事業活動が阻害され、事業活動上の不利益を被るおそれのあるものをいう。
- 13 本号アにおいて「その他正当な利益」とは、法人等の社会的又は経済的評価・信用、法人等の内部事項の適正な管理(人事、経理等)のような必ずしも「権利」や「競争上の地位」でとらえら

れないものをいう。

- 14 法的に提出が義務づけられていない情報については、法人等はそれを他人に提供するか否か、また、いかなる条件のもとで提供するかについて自らの判断で決定する自由を有しているとされていることから、法人等が公にしないことを前提に実施機関に提供した情報を実施機関が条例に基づいて一方的に開示するとすれば、将来の協力が得られなくなり実施機関の事務事業に支障を生ずるおそれがあるにとどまらず、契約違反又は信義則違反による責任を負うこともあり得る。そこで本号イでは、当事者の合意は尊重されなければならないという要請と開示による利益との調整を図って「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」との要件のもとに公にしないとの条件で任意に提供された情報を保護するものである。
- 15 本号イの適用は、次の要件を満たしていなければならない。
- (1) 実施機関の要請を受けたものであること。
 - (2) 公にしないとの条件で任意に提供されたものであること。
 - (3) 法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであること。
- 16 「実施機関の要請を受けて」とは、実施機関が行政事務を行う上で必要であるため法人等に依頼した場合に限る趣旨である。
- 17 「公にしないとの条件で任意提供されたもの」とは、法人等が非公開の条件を付して提供し、実施機関が当該条件を了承していることを意味する。法人等が条件を一方的に付しただけでは該当しない。
- 18 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは、公にしないとの条件を付することが当該情報の性質や情報が提供された当時の状況さらには事後の状況に照らして合理的であると認められるものをいうものであり、「通例として公にしないこととされているもの」は、その例示である。なお、「通例」とは、情報を提供した法人等又は個人が属する業種、業態における通常の見解を意味し、情報を提供した法人等又は個人の判断にゆだねられているものではない。

【運用の基準・具体例】

- 1 法人等には種々のものがあるので、正当な利益を害するおそれの有無はその法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の特別の考慮の必要性等、それぞれの法人等及び情報の性格、内容に応じた的確に検討判断するものとする。
- 2 法人等から非公開の条件を付けて情報を提供する申出があった場合には、条件を付す合理的な理由について聴取するものとする。
- 3 警察が企業に要請し、公にしないとの条件で任意に提供を受けている企業対象暴力事犯等に関する情報は、本号イに該当し不開示となる。(状況によっては、第5条第4号(公共安全情報)

が重疊的に適用される場合もあり得る。)

4 第7条第4号(公共の安全等情報)に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

[趣旨及び解釈]

1 本号は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報の不開示について定めている。

2 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」は[公共の安全と秩序の維持]の代表例であり、本号が刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨を明確にしているものである。したがって、風俗営業の許可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報は、本号の対象とする情報から除かれ、第6号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

3 「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」としているのは、支障のおそれについての実施機関の裁量を尊重する趣旨である。

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、国の安全等に関する情報と同様、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか(「相当の理由」があるか)否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

4 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

5 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

6 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

7 刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつ

きまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

[運用の基準・具体例]

- 1 公安委員会及び警察本部長の保有する情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。
 - ア 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で公にすることにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの
 - ウ 公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
 - エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの
 - オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
 - カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
 - キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのある情報
 - ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのある情報
- 2 行政法規違反の捜査等に関する情報
風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記のとおり本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。
- 3 警備実施等に関する情報
警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。）（以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の

対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し不開示となる。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、不開示となる。

5 第7条第5号(審議・検討等情報)に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (5) 県の機関並びに国及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

[趣旨及び解釈]

- 1 本号は、県の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報(以下「審議・検討等情報」という。)について、不開示の範囲を定めている。
- 2 審議・検討等情報が開示されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が開示され又は情報が尚早な時期に開示されると、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある。したがって、当該情報を開示することの公益性を考慮しても、なお、これらの意思決定等に対する支障が重大で看過し得ない程度のものである場合には、これを不開示とする必要がある。

そこで本号では、審議・検討等情報については、適正な意思決定等を確保する観点から、これを公にすることにより、次の(1)から(3)までのいずれかの「おそれ」があるものを不開示としている。

- (1) 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる
 - (2) 不当に県民の間に混乱を生じさせる
 - (3) 特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす
- 3 「県の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間」とは、次の8つの場合が考えられる。
- (1) 県の機関の内部
 - (2) 国の内部
 - (3) 他の地方公共団体の内部
 - (4) 県の機関の相互間(知事と行政委員会間、行政委員会相互間等)

- (5) 県の機関と国との相互間
- (6) 県の機関と他の地方公共団体との相互間
- (7) 国と他の地方公共団体との相互間
- (8) 他の地方公共団体の相互間

- 4 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、この条例の実施機関ではない議会も含まれる。
- 5 「審議、検討又は協議に関する情報」には、県の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部における意見調整、打合せ、相談などを含むとともに、県の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部における審議、検討又は協議に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報や、審議、検討又は協議の前提として行われた調査研究において作成し、又は取得した情報のほか、これらの審議、検討又は協議に関連して作成し、又は取得した情報を含むものである。
- 6 本号において、いずれの支障にも「不当に」の要件が付されているのは、開示により適正な意思決定等にもたらされる支障と開示による利益とを比較衡量して本号の該当性を判断する趣旨である。比較衡量に際しては、諸般の事情が考慮され、種々の利益が衡量される。
- 7 「おそれ」の程度は、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

6 第7条第6号(事務事業情報)に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (6) 県の機関又は国若しくは他の地方公共団体（以下この号において「国等」という。）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

[趣旨及び解釈]

- 1 本号は、県の機関又は国等の事務事業に関する情報について、不開示の範囲を定めている。
- 2 本号では、事務事業の性質上、公にすると当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とし、その例示としてアからオまでの5項目を掲げている。
- 3 これら5項目においては、公にすることによりその性質上当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される事務事業を例示として掲げるとともに、それぞれ事務事業ごとに典型的な支障を例示している。

- 4 このように、アからオまでに掲げる事務事業及びそこに掲げる支障はいずれも例示であるので、アからオまでに掲げる事務事業以外の事務事業であっても、その性質上、公にすると当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は本号により不開示となるし、また、アからオまでに掲げる事務事業においても、それぞれに掲げる支障以外の「支障」を及ぼすおそれがある場合には、やはり本号により不開示となるものである。
- 5 同種の事務事業が反復される場合には、当該情報の開示が将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合も含まれる。
- 6 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の内在的な性格に照らして保護に値する場合にのみ不開示とすることができることを明確にする趣旨である。
- 7 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」において「適正」とは、開示のもたらす支障のみならず、開示による利益も比較衡量して本号の該当性を判断する趣旨である。比較衡量に際しては、諸般の事情が考慮され、種々の利益が衡量される。
- 8 「支障のおそれ」において、「支障」の程度については名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

第3 部分開示（第8条関係）

【条例の定め】

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨及び解釈】

- 1 開示請求の対象になった行政文書は、その一部に不開示情報が含まれていることを理由として、当然に全体を不開示にすべきではなく、原則として、開示可能な部分は開示すべきである。また、個人に関する情報については、個人識別性のある部分を除いて開示すれば、通常は、当該個人の権利利益を害することはない。したがって、原則として、個人識別性のある部分を除いて部分開示すべきである。本条はこのことを定めている。
- 2 第1項は、開示請求がなされた行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、

その部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分に有意の情報が記載されていないと認められるときを除いて、これを開示しなければならないことを定めている。

- 3 「容易に区分して除くことができる」とは、単に不開示情報の部分が容易に区分できるだけでは足りず、さらに、不開示情報の部分が容易に除くことができるものでなければならないことを意味している。これは、例えば、電磁的記録の場合、不開示情報と開示情報との区分自体は容易であっても、不開示情報と開示情報との分離が技術的に困難な場合や部分開示のための複写物を作成するために必要な時間、経費等から判断して容易ではない場合などがあるので、このような場合などにおいても部分開示義務がないことを明確にしているものである。
- 4 「有意な情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報を除いた残部が、それ自体としては無意味な文字、数字のみとなる場合等である。
- 5 第2項は、行政文書の一部に個人識別性のために不開示とすべき情報が記録されている場合、氏名、生年月日その他の個人識別性のある部分を除くことで、公にしても個人の権利利益が害されないと認められるときは、当該部分を除いて部分開示するものとするを定めている。
- 6 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても個人の正当な権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。このことは、個人識別性がなくなることのみならず、「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」にはじめて部分開示が可能となることを定めている。
- 7 「同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、個人識別性のある部分を除いた部分は、第7条第1号の「個人に関する情報」には含まれないものとみなして開示しなければならないということである。

【運用の基準】

- 1 「有意の情報」の判断に当たっては、実施機関と開示請求者との見解が異なる場合もあり得るので、必要に応じ、開示請求の趣旨も確認して判断するものとする。
- 2 部分開示の方法は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 文書又は図画の場合
 - ア 開示する部分と不開示とする部分とが別々のページにある場合
 - (ア) 取りはずしが可能なときは、不開示とする部分を取りはずして開示する。
 - (イ) 取りはずしができないときは、開示する部分を複写し、その複写物をもって開示する。
 - (ウ) (ア)び(イ)にかかわらず、不開示とする部分を確実な方法で覆うことができるときには、当該部分を覆って、開示する部分を開示する。
 - イ 開示する部分と不開示とする部分とが同一のページにある場合
 - 不開示とする部分を何らかの方法で覆って複写し、その複写物をもって、又は該当するページのすべてを複写したうえで、不開示とする部分をマジック等で消し、それを更にもう一度複

写し、その複写物をもって開示する。

(2) 電磁的記録の場合

ア 開示とする部分と不開示とする部分とを容易に区分して除くことができる場合についてのみ電磁的記録の開示を行うものとする。

この場合においては、不開示とする部分を記号等に置き換えて行うものとする。ただし、不開示とする部分を記号等に置き換えることに多くの時間を要するなどの置き換えを行うことが困難な場合や新たなプログラムが必要となる場合等においては、電磁的記録そのものでは開示を行わないが、用紙に出力したもので開示を行うことができる場合には、用紙に出力したもので行うものとする。

イ 用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

文書又は図画の場合に準じて部分開示を行うものとする。

第4 行政文書の存否に関する情報（第10条関係）

【条例の定め】

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨及び解釈】

- 1 本条は、例外的に、行政文書の存否を明確にしないで拒否処分をなし得ることを定めたものである。
- 2 開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を通知し、存在しない場合は存在しない旨を通知することが原則である。
しかしながら、開示請求に係る行政文書の内容によっては、その存否を明らかにするだけで、不開示情報の規定により保護される利益が害されることとなる場合がある。例えば、特定の個人が生活保護を受けているかというような開示請求があった場合、その開示請求に対し、当該行政文書は存在するが不開示とする、又は当該行政文書は存在しないと回答するだけで特定の個人の生活保護受給の有無が明らかとなり、不開示情報の保護利益が害されることとなる。このため、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できる場合についての規定を設けたものである。
- 3 存否を明らかにできない情報としては、特定個人に係る他人に知られたくないような情報が典型的であるが、必ずしも個人に関する情報の場合に限定されないことから、本条は、不開示情報の範囲に制限を設けていない。
- 4 存否応答拒否ができるのは、仮に行政文書が存在する場合にも不開示情報に該当するということであり、存否応答拒否は、不開示情報の範囲を拡大するものではない。

【運用の基準】

- 1 本条は、行政文書が存在するとしても明らかに開示することができないと判断される場合に限定して、実際に行政文書が存在しない場合も含め、開示請求を拒むものである。したがって、職員は、開示請求をしようとする者から、この規定を適用する可能性があるような行政文書に係る開示請求についての相談を受けた場合は、本条の趣旨に鑑み、その場で行政文書の存在を明らかにしないよう留意するなど、適切な対応を行う必要がある。
- 2 存否応答拒否が必要な種類の行政文書については、実際に行政文書が存在するか否かに関わらず、常に存否応答拒否をすべきである。行政文書が存在しない場合には不存在と答えて、行政文書が存在する場合のみ存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合は行政文書が存在する場合であることを開示請求者に推測されてしまうので、このことに留意し本条を適用することが必要である。

第5 代表的な文書類ごとの基準

1 公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として開示するが、記載内容中に条例第7条各号に掲げる不開示情報がある場合は、当該情報は不開示となる。

不開示となる情報として、次のような例が考えられる。

- (1) 捜査中の事件に関する情報等公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（条例第7条第4号）
- (2) 特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公にすることにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（条例第7条第4号）
- (3) 委員長又は委員の発言内容や氏名を公にすることにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（条例第7条第5号）

2 犯罪等の事件に関する報告書（いわゆる事件申通報など）

- (1) 内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する報告書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め、原則として不開示となる。

なお、開示請求の態様によっては、行政文書の存否に関する情報となる。

- (2) 内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

ア 個人情報について

本審査基準第2、1（条例第7条第1号（個人情報）関係）に従って対応する。

イ 個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第7条各号の不開示事由に該当するか否かを個別に判断する。

不開示事由のうち、条例第7条第4号（公共安全情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

- ① 犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公にすることにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報
- ② 公にすることにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係
- ③ 捜査手法に関する情報であって、公にすると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの
- ④ 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は、捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの不開示事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、開示請求の時点においても公知の事実となつている可能性があるなど、開示・不開示の判断に影響を与える要素の一つである。

3 「訴訟に関する書類」について

(1) 基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、情報公開法と同時に成立した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第7条により、刑事訴訟法第53条の2が新設され、「訴訟に関する書類及び押収物」については情報公開法の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度にゆだねることとしたものと解される。

条例においても適用除外とされている「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。

(2) 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で開示・不開示の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外である。